

## 放課後等ディイサービス

#### 【体制に係る変更】

届出期限	① 下記②③以外の変更	変更の日から、土日祝日を除き <b>10日以内</b>
	② 定員の増加（申請）	変更の <b>1か月前</b> （1か月前が閉庁日の場合は直前の開庁日）
	③ 事業所の所在地変更、平面図の変更（軽微な変更を除く）、定員の減少、従たる事業所の追加	変更の <b>1か月前</b> （1か月前が閉庁日の場合は直前の開庁日）

○：必須 △：場合によって必要 空欄：不要

#### ※届出の際の注意点

- ★) 事前相談の上、変更の1カ月前（閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに提出してください。  
(平面図の面積増減が無い場合や、軽微なレイアウト変更等については事前相談不要。相談の要否について判断に迷う場合はご連絡ください。)

- 1) 登記事項証明書又は条例等： 当該指定に係る事業に関するものに限ります。  
2) 定員の増加・減少： 定員規程（報酬区分）に変更がないか要確認。また、人員基準や設備基準を満たしているか必ず確認してください。

- 3) 従たる事業所の追加：従たる事業所の名称及び所在地について、運営規程に記載。なお、勤務形態一覧表については、主たるサービス提供単位の変更に係る届出についても、定員の変更と同様に取り扱います。

- 事業所と一覧表については、主たる事業所と従たる事業所と別個に作成してください。

4) 氏名及び住所変更：同一人の氏名及び住所のみを変更する場合は様式第2号（変更届出書）、参考様式3、暴力団員等排除に係る誓約書※のみ添付で可。（※管理者の場合のみ必要）  
基礎研修修了者が、個別支援計画の原案作成までの業務に従事する場合も届出が必要です。

(実践研修を6ヶ月以上のOJTにより受講するための要件関連)

- やむを得ず児童発達支援管理責任者が欠ける場合は必ず事前にご相談ください。

### 5) 連宮規程：宮業

- \* 添付書類の注意  
（1）事業計画書類（原本）

- 5) 登記事項証明書等（原本）：複数の事業所の変更届を同一の変更年月日で提出する場合

- 2) 暴力団員等排除に係る誓約書： 役員名簿には管理者についても忘れずに記名してください。

- 3) 平面図： 基準上の設備名を記入してください。また、各部屋のm数についても必ず記入下さい。

- 4) 写真：変更となるすべての部屋について、部屋名を付した写真を提出してください。

- （事業所の移転・従事する事業所の追加の場合）外観・衣類の写真も必要  
5) 土地・建物の所有状況記載書類、土地・建物の登記申請書類など

- 5) 土地・建物の所有か確認できる書類： 土地・建物の登記事項説明書など。

- 6) 美術経験証明書： 美術経験を要する要件で届け出る場合に提出してください。（要件を満たすことが唯認できるよう提示）

- （2）社会福祉施設等の新設等に係る建築基準法の取扱いについて：建築指導課との協議後に交付する。

- 8) 区消防署との協議経過：任意様式C記。協議を行った日時・相談者・指導内容・指導への対応等を記載してください。

- 9) その他関係機関への届出状況等：建築物等検査済証、防火対象物使用開始届出書、消防用設備等検査済証など。  
10) 管理部門の責任者名：佐藤一郎、担当部署：「工事部」、担当課題：「工事部」

- 10) 業務管理体制の変更届： 仙台市/宮城県・厚生労働省いずれかの担当機関へ提出してください。  
（担当機関、様式については仙台市HP「従事者登録制度」をご参照ください）

- (担当機関、様式については仙台市HP「障害福祉リーフlets事業者等の業務管理体制の整備について」をご確認ください)。